

第1990回埼玉県教育委員会定例会議事録

- 1 日 時 令和6年9月26日(木) 午前10時開会
午前11時25分終了
- 2 場 所 埼玉県教育局教育委員会室
- 3 出席者 日吉教育長、戸所教育長職務代理者、坂東委員、小林委員、首藤委員、櫻井委員、佐藤副教育長、古垣教育総務部長、青木県立学校部長、吉田市町村支援部長、案浦参事、小谷野教育総務部副部長、杉田高校教育指導課長、中村高校教育指導課主幹兼主任指導主事、平野総務課長(書記長)、
越小中学校人事課長
小島書記、大久保書記、星野書記、縣書記
- 4 会議の主宰者 日吉教育長
- 5 会 議
- (1) 議事録の承認
- 全出席委員異議なく本件記載どおり承認
 - 日吉教育長が、小林委員を議事録の署名者に指名した。
 - 会議を公開しないこととする事項について
日吉教育長が、第73号議案から第75号議案までの審議について、会議を公開しないこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、当該事項について会議を公開しないことに決定
 - 日程の変更について
日吉教育長が、日程を変更し、会議を公開しないこととした事項以外の日程について先に行うこととする動議を提出
全出席委員がこの動議に賛成し、日程を変更することを決定

(2) 報告事項

令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施基本方針について

杉田高校教育指導課長（提出理由、改善の背景及び経緯、調査書及び自己評価資料、面接、選抜の特色化、選抜の手順及び各選抜における入学許可候補者数の割合、その他について説明）

小林委員 幾つか質問させてください。資料4ページの調査書について、現行の様式にある出欠の記録が、令和9年度入試の様式では削除されていますが、なぜ削除したのか教えてください。

杉田高校教育指導課長 削除した理由につきましては、欠席する生徒には本人の責によらない欠席がございますので、現在も欠席については評価をしないこととしております。そのため、新しい調査書において出欠の記録は必要ないということで削除したものでございます。

小林委員 二つ目は、資料5ページの今回大きく変わる面接について教えてください。自己評価資料はあくまでも参考として、面接を得点化して入試をするということで理解しております。面接の得点が30点と60点の二通りで提示されていますが、評価の観点の点数が「5・4・3」となっており、観点の三つで満点だったとしても15点になると思います。評価の観点の点数「5・4・3」と、面接の30点と60点の関係性について、もう少し詳しく教えてください。

杉田高校教育指導課長 面接につきましては、二人以上で実施することになっておりまして、例えば、学校独自の評価の観点を設けない場合、評価の観点は二つになり、一人が二つの項目で満点を付けると10点となり、二人合わせて20点となります。その点数を30点に換算する作業を学校で行います。面接は、二人で行う場合もありますし、三人で行う場合もありますが、評価した点数を30点又は60点に換算するという意味でございます。

小林委員 次に、現行の入試では、「特別活動等の記録」において、例えば、学級活動や生徒会長を務めた、部活動で関東大会に進出したということが得点化され、それが入試の指標になっていたかと思います。自己評価資料は点数化しないため、生徒が面接において話すこととなりますが、その部分については面接で評

働されるのでしょうか。現行の入試と大きく変わる部分であり、例えば、今まで点数化されていた英語検定何級というところが、面接でどこまでくみ取れるのでしょうか。何が言いたいかというところ、それぞれの生徒たちが、部活動や特別活動などを頑張ってきたところを、是非面接では評価していただきたいのですが、そこをどのように評価するのか、もう少し詳しく教えてください。

杉田高校教育指導課長　こちらの背景につきましては、部活動の地域移行や生徒の学校内外での活動などが多様化することが見込まれております。新しい入試制度では、例えば関東大会で優秀な成績を取めた、あるいは英語検定や数学検定などで資格を取得したという結果自体については、評価はしないことといたしました。ただし、関東大会に進出した生徒、あるいは英語検定や数学検定などで資格を取得した生徒は、達成するまでの頑張ったことや苦勞などのプロセスがあると思いますので、そのような形で評価することになります。

小林委員　最後に、面接をするに当たって、例えば、場面かん黙症の生徒など、学力検査とは異なり、人と話す面接では実力が発揮できない方もいらっしゃると思います。そのような生徒への配慮はどのようにお考えか教えてください。

杉田高校教育指導課長　合理的配慮が必要な生徒等につきましては、今後検討させていただきますが、例えば話し方や、あるいは受け答えを評価するものではなく、これまで頑張ってきたこと、努力したことなどを自分なりの言葉で表現してもらい、中身を評価いたしますので、特に受け答えや姿勢は評価しない方向でございます。

櫻井委員　1点目は、資料3ページ1(2)「改善の経緯及び今後の流れ」について、令和5年10月に素案を公表し、県民コメントを実施して、令和5年12月に報告・公表をしたということですが、県民コメントや公表したことに対する県民の御意見など、どのような反響があったのかを教えてください。2点目は、埼玉県では今後このような形で実施しますが、例えば近隣の他県において、生徒全員に面接を実施している、あるいは今後実施する方針であるというようなことが分かれば教えていただきたいと思っております。

杉田高校教育指導課長　県民コメントにつきましては、面接について客観的な評価

ができるのかという御意見が多かったです。また、面接や自己評価資料等が増えることについて、先生方の負担が増えるのではないかという御意見も多かったと認識しております。2点目につきましては、例えば広島県では自己表現のようなものを実施していると伺っております。

中村高校教育指導課主幹兼主任指導主事 関東近県では、群馬県が全校で全員に対して面接を実施しております。

櫻井委員 他県において、今後実施する、しないという情報は把握しているのでしょうか。

中村高校教育指導課主幹兼主任指導主事 他県では、実際に実施していた学校が更に検討をして、面接についての実施方法を検討されているという県もございますが、他県においても、このような先行事例を含めて、面接実施の方向を検討しているという話は聞いております。

櫻井委員 最後に意見ですが、基本方針を公表すると、今後、保護者や学校の先生、教育関係に携わっている方などから資料の記載方法などの問合せがあると思いますので、公表する以上は、今説明をしていただいているような統一した回答ができるように準備を進めてもらいたいと思います。

坂東委員 面接の得点は30点と60点ですが、調査書の得点は200点から400点と幅が広がっています。どちらかという、面接当日の一点というよりは、今までの3年間の子供たちの実力を重視すると考えている学校が400点という得点にしているのでしょうか。

杉田高校教育指導課長 調査書の基本点につきましては、1:1:1や1:1:2という比率がありますが、現行の入試においても、多くの学校がこのような形で行っておりますので、そちらを基に作成しております。一方で、特色選抜におきましては、このような比率を各学校において変えることもできる制度となっております。

坂東委員 調査書の得点は200点と400点で差があり、当日の面接の得点とは異なります。調査書の得点に差を設けることで、どのような生徒が入学しやすくなるのでしょうか。

杉田高校教育指導課長　こちらにつきましては、例えば、高校がどのような生徒を
求めるかということになるかと思えます。ある高校では、中学校1、2年生のと
きの成績も大事ですが、特に中学3年生で頑張った、そして学力検査や面接当日
に力を出した生徒に入学してもらいたい、あるいは、中学1年生から3年間頑
張ってきた生徒に入学してもらいたいという高校の方針にもよると考えており
ます。

首藤委員　資料6 ページの4(1) 共通選抜「ウ 調査書の得点」について、9教
科5段階評価、45点満点とありますが、以前から中学校の評価は絶対評価に変
わっていると思えます。中学校ごとに微妙に絶対評価に違いがあるかと思え
ますが、その辺りはどのように考えればよいか確認させてください。また、特色選
抜と共通選抜は、別々に出願する必要があるのでしょうか。

杉田高校教育指導課長　まず、中学校の絶対評価につきましては、各中学校におい
て絶対評価ができるよう適切に対応しているものと認識をしております。次に、
共通選抜、特色選抜の応募につきましては、高校が定める形となります。例えば、
A校で特別選抜と共通選抜を実施するときには、生徒自身は受ける科目は変わり
ません。学校において、まずは特色選抜で何パーセントが合格なのかを決め、そ
の後、共通選抜の点数化をして選抜しますので、受検生が選抜方法を選ぶもので
はございません。

首藤委員　生徒は、自分が共通選抜で受かったのか、特色選抜で受かったのかを知
ることはできるのでしょうか。また、不合格となった生徒本人が個人情報の開示
請求をした場合、どの部分が開示されるのでしょうか。総合点なのか、それとも
調査書や面接の点数が別々に開示されるのでしょうか。

杉田高校教育指導課長　まず、どちらの選抜で合格したかにつきましては、生徒は
知ることはできません。次に、開示請求があった場合には、例えば学力検査であ
れば回答そのものを、面接では面接の得点を開示することになると思えますが、
実際には法令等に基づき協議を行って対応することになるかと存じます。

首藤委員　受検生にとって、不満が残らないような評価にしていただければと思
います。

戸所教育長職務代理者 入試制度が大きく変わり、それぞれの高校が特色を出して、入学してもらいたい生徒について考えがあると思います。また、生徒も様々な形で勉強をして準備をすると思います。各高校の校長先生を中心に、それぞれの高校が議論をして、今後こうしていきたいという流れを作っていくと思いますが、教育局としてはこれからどのような説明をしていくのか、プロセスを教えてください。

杉田高校教育指導課長 特色化に当たっては、改めて各高校へ、どのような生徒を求めるのかというところをしっかりと議論していただきたいと思います。例えば、どのような力を持っている、どのような意欲のある生徒に入学してもらいたいのかを、しっかりと企画委員会や職員会議等で議論をしていただき、決定することになるかと思います。各高校によって様々なパターンがあると思いますので、教育局がしっかりと支援してまいりたいと考えております。

戸所教育長職務代理者 個々の学校から質問を受けるのは大変だと思いますので、例えば、質問、疑問に対する説明会を行うといったことも考えているのでしょうか。

杉田高校教育指導課長 説明会を実施しまして、また、面接等につきましても研修会等を実施して、併せて校長会等でも周知をしていきたいと思います。なお、説明が不足するようでしたら、また別の機会を設けるなど検討していきたいと考えております。

日吉教育長 今回、面接が導入されまして、これは大切なことだと思いますので、しっかり各学校で面接をする方の研修であるとか、どのような生徒を求めているのかを含め、しっかりと準備をしていきたいと思います。

(3) 次回委員会の開催予定について

10月17日(木) 午前10時

<非公開会議結果>

議事

第 7 3 号議案 令和 6 年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰について

上程

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和 6 年度教育功労者及び優良教育施設・団体表彰の被表彰者を決定しました。

第 7 4 号議案 令和 6 年度優秀な教職員の表彰について

上程

埼玉県教育委員会表彰規程の規定に基づき、令和 6 年度優秀な教職員の表彰の被表彰者を決定しました。

第 7 5 号議案 教職員の人事について

上程

10 月 1 日付け埼玉県公立小・中学校等の校長の人事異動を決定しました。